

重 要

!!大阪府よりNPO法人のみなさまへお知らせ!!

平成 30 年 10 月 1 日より

貸借対照表の公告が義務付けられます！

今すぐ定款の「公告の方法」の条文をご確認ください！

平成 28 年の特定非営利活動促進法の改正により、平成 30 年 10 月から毎事業年度の資産の総額の登記が不要となり、代わりに貸借対照表の公告が必要となります。

公告の方法は次の5つの方法から選択でき、その方法は定款に定めなければなりません。

- | | | |
|---------------------------|--------------|-------------|
| ① 官報（有料） | ② 日刊新聞紙（有料） | ③ 法人のホームページ |
| ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトの法人情報入力欄 | ⑤ 主たる事務所の掲示場 | |

☆ 今すぐ定款の「公告の方法」の条文をご確認ください！

定款に「この法人の公告は、官報に掲載して行う。」や、
「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」
と規定している場合は、今後、毎事業年度官報に掲載しなければなりません。
（官報への掲載は数万円の掲載料がかかります。）

1 公告の方法を変更する手続きについて（変更しない法人、変更済みの法人は2をご覧ください）

＜公告の方法の手順＞

STEP1 公告の方法を上記①～⑤の中から選択する。

9月中に開催
してくださ

STEP2 社員総会を開き、公告の方法に関する定款変更の議決を経る。

STEP3 大阪府あてに書類を提出する。（郵送又は持参）

＜提出書類＞

- ・定款変更届出書（届出書の様式を同封しています）
- ・総会議事録のコピー
- ・変更後の定款 2部

!! 注意 !!

- ・定款で議事録には署名押印しなければならないと規定している場合は、議事録署名人の自署が必要です。
- ・公告の方法以外も変更する場合は、届出ではなく認証申請が必要な場合があります。

2 貸借対照表を公告する年度と時期について

公告が必要な貸借対照表は、平成 30 年 10 月 1 日以後に作成するものが対象となります。
ただし、平成 30 年 9 月 30 日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表といいます。）についても公告する必要があります。この場合、①平成 30 年 10 月 1 日までに公告するか、
②平成 30 年 10 月 1 日以後遅滞なく公告する必要があります。

例 1：3 月決算法人（事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日の法人）の場合

平成 31 年 3 月決算以降、毎事業年度公告が必要となります。

ただし、経過措置により、平成 30 年 3 月決算の貸借対照表（特定貸借対照表）についても公告が必要です。

例 2：12 月決算法人（事業年度が 1 月 1 日～12 月 31 日の法人）の場合

平成 30 年 12 月決算以降、毎事業年度公告が必要となります。

ただし、経過措置により、平成 29 年 12 月決算の貸借対照表（特定貸借対照表）についても公告が必要です。

例 3：9 月決算法人（事業年度が 10 月 1 日～9 月 30 日の法人）の場合

平成 30 年 9 月決算以降、毎事業年度公告が必要となります。

ただし、経過措置により、平成 29 年 9 月決算の貸借対照表（特定貸借対照表）についても公告が必要です。

3 法改正に関する詳細について

特定非営利活動促進法の改正について詳細をお知りになりたい場合は、下記をご参照ください。

■大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/28-kaiseituuchi.html>

■内閣府 NPO 法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/1806news-npo-info>

また、定款変更届出書のデータは下記からダウンロードができます。

■大阪府ホームページ（様式等（申請・届出等）のダウンロード）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-youshiki.html>

【問合せ及び提出先】

〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-3-49

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課

府民協働グループ

TEL：06-6210-9320